

平成30年定例会 提出議案件名一覧表

議案第134号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
議案第135号	職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
議案第136号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
議案第137号	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
議案第138号	三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案
議案第139号	三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第140号	三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例案
議案第141号	三重県建築基準条例の一部を改正する条例案
議案第142号	工事請負契約の変更について（一般国道169号（土場バイパス）道路改良（新土場トンネル（仮称））工事）
議案第143号	工事請負契約の変更について（宮川流域下水道（宮川処理区）明和幹線（第5工区）管渠工事）
議案第144号	財産の取得について
議案第145号	財産の取得について
議案第146号	財産の取得について
議案第147号	平成29年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第148号	平成29年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
認定第1号	平成29年度三重県水道事業決算
認定第2号	平成29年度三重県工業用水道事業決算
認定第3号	平成29年度三重県電気事業決算
認定第4号	平成29年度三重県病院事業決算

平成30年定例会9月定例会会議 請願審査結果一覧表

区分	総数	採 択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分	6	5		1				
審査中分	1				1			
計	7	5		1	1			

(請願)

(新規分)

所管委員会	受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果	処理経過報告及び結果の報告を求めるもの
総務地域連携	請49号	平成31年度税制改正における自動車関係諸税の見直しについて	鈴鹿市平田町1907 全日本自動車産業労働組合総連合会 三重地方協議会 議長 高津 健一	芳野 正英 倉本 崇弘 稲森 稔尚 下野 幸助 小島 智子 彦坂 公之 大久保孝栄 吉川 新 藤田 宜三 長田 隆尚	採択	
教育警察	請50号	2019年度に向けて30人学級とゆきとどいた教育を求めることについて	四日市市笹川1丁目52-16 30人学級実現とゆきとどいた教育を求める会 代表 吉野 啓子 ほか4,434名	山本 里香 岡野 恵美 稲森 稔尚	不採択	
教育警察	請51号	義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 松山 安利 ほか3名	芳野 正英 山本 里香 岡野 恵美 稲森 稔尚 野村 保夫 小島 智子 吉川 新 藤田 宜三 長田 隆尚	採択	

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審 査 結 果	処 理 経 過 報 告 及 び 結 果 の 報 告 を 求 め る も の
教育警 察	請52号	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡 充を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 松山 安利 ほか3名	芳野 正英 山本 里香 岡野 恵美 稲森 稔尚 野村 保夫 小島 智子 吉川 新 藤田 宜三 長田 隆尚	採択	
教育警 察	請53号	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関 わる制度の拡充を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 松山 安利 ほか3名	芳野 正英 山本 里香 岡野 恵美 稲森 稔尚 野村 保夫 小島 智子 吉川 新 藤田 宜三 長田 隆尚	採択	○
教育警 察	請54号	防災対策の充実を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 松山 安利 ほか3名	芳野 正英 山本 里香 岡野 恵美 稲森 稔尚 野村 保夫 小島 智子 大久保 孝栄 吉川 新 藤田 宜三 長田 隆尚	採択	

(審査中分)

所管委員会	受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果	処理経過報告及び結果の報告を求めるもの
環境生活農林水産	請48号	主要農作物の種子を守る新たな法律の制定に関する意見書の提出をもとめることについて	津市寿町7-50 農民運動三重県連合会 会長 吉川 重彦 ほか5名	山本 里香 岡野 恵美 稲森 稔尚	審査中	

平成30年定例会9月定例会議 意見書案一覧表

平成30年10月

[意見書案]

○議員発議

- 意見書案第4号 地方財政の充実及び強化を求める意見書案
- 意見書案第5号 「ライドシェア」の導入について慎重な対応を求める意見書案
- 意見書案第6号 旅館業に係る諸課題について所要の措置を講ずることを求める意見書案

○総務地域連携常任委員会提出

- 意見書案第7号 平成31年度税制改正における自動車関係諸税の見直しを求める意見書案

○教育警察常任委員会提出

- 意見書案第8号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案
- 意見書案第9号 子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案
- 意見書案第10号 子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡充を求める意見書案
- 意見書案第11号 学校における防災対策の充実を求める意見書案

意見書案第4号

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

上記提出する。

平成30年10月9日

提出者

芳野正英

山本里香

岡野恵美

倉本崇弘

稲森稔尚

野村保夫

下野幸助

小島智子

吉川新

藤田宜三

長田隆尚

西場信行

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

子育て支援の充実と保育人材の確保、高齢化の進行に伴う医療・介護などの社会保障ニーズへの対応、地域交通対策など、地方公共団体は、その果たすべき役割が拡大する中で、人口減少対策を含む「地方版総合戦略」の実行、マイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題にも直面している。

しかしながら、地方公務員など公的サービスを担う人材が減少する中で、新たなニーズへの対応などが困難な状況となっている。こうした状況に対応するため、必要な人材の確保を進めるとともに、地方財政の確立を目指す必要がある。

他方で、国において、社会保障関係費の圧縮や「公的サービスの産業化」など、地方財政に係る歳出の削減を念頭に置いた議論が加速している。特に、地方交付税の算定において導入された「トップランナー方式」は、地方財政の一律削減につながることへの危惧などが指摘されている。そのため、その実施に当たっては、各地域の人口規模、産業規模、住民のニーズなどの違いを踏まえる必要がある。

本来、地方財政計画は、地方で必要な公共サービスを提供するための財源を保障するために立てられるものであり、財政再建目標を達成するために、地方財政計画の規模が圧縮され、住民生活に不可欠なサービスが削減されることになれば、国民生活と地域経済を疲弊させるおそれがある。

このため、平成 31 年度の政府予算及び地方財政計画の検討に当たっては、国民生活への影響を考慮しつつ、歳入・歳出を的確に見積り、社会保障をはじめとする公共サービスの提供を確保するための安定的な地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、本県議会は、国に対し、以下の事項の実現を強く求める。

記

- 1 社会保障、地域交通対策、人口減少対策、災害対策、環境対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応とそれを担う人材を確保するための社会保障関係費の確保及び地方財政への措置を的確に行うこと。
- 3 平成 27 年の国勢調査を踏まえ、人口が急減し、又は急増する地方公共団体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税の算定の在り方を引き続き検討すること。また、地方交付税の算定における「トップランナー方式」については、一律の歳出削減が行われることのないよう、各地域の実情に配慮した慎重な対応を行うとともに、その実施状況等を踏まえ、必要に応じ、縮小や廃止を含めた検討を行うこと。
- 4 地方公共団体の庁舎をはじめとした公共施設の耐震化が進むよう、必要な財政措置を講ずるとともに、緊急防災・減災事業債制度について、対象事業の拡充や期間の延長を行うこと。
- 5 地域間の税源の偏在を是正するため、偏在性の小さい所得税や消費税について、国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決に向けた協議を進めること。また、各種税制の廃止・減税を検討する際には、地方公共団体の財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保など、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 6 地方財源の確保に関し、臨時財政対策債に依存することのないよう、地方交付税の原資となる国税（所得税、法人税、酒税及び消費税）の地方への分配率の引上げを行うこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田 剛 志

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（地方創生）

総務大臣

財務大臣

意見書案第5号

「ライドシェア」の導入について慎重な対応を求める意見書案
上記提出する。

平成30年10月9日

提 出 者

芳 野 正 英

山 本 里 香

岡 野 恵 美

倉 本 崇 弘

稲 森 稔 尚

野 村 保 夫

下 野 幸 助

小 島 智 子

田 中 祐 治

野 口 正

大久保 孝 栄

山 内 道 明

吉 川 新

藤 田 宜 三

小 林 正 人

長 田 隆 尚

西 場 信 行

「ライドシェア」の導入について慎重な対応を求める意見書案

現在、政府において、過疎化等を背景とした地域における公共交通基盤の脆弱化や海外からの旅行客の増加などに対応するため、多様な移動ニーズに応える新たなタクシーサービスの実現について検討が進められている。

そのような中、近年、一般のドライバーが自家用車を用いて有償で他人を運送する、いわゆる「ライドシェア」の導入を求める動きが広がっている。

しかしながら、「ライドシェア」は、道路運送法で禁止されている、いわゆる「白タク」行為であり、その導入に当たっては、利用者等の安全の確保や管理・運行上の責任の所在など、様々な課題が指摘されている。また、「ライドシェア」の導入は、道路運送法等の法令を遵守し、利用者等の安全の確保のために多大なコストをかけて、国民に対して安全かつ安心な運送サービスを提供しているタクシー事業の根幹を揺るがしかねない。

よって、本県議会は、国に対し、過疎地域における交通弱者への対策等を講じつつも、利用者等の安全確保等の観点から大きな課題がある「ライドシェア」の導入については、慎重な対応を行うよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田剛志

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣 (規制改革)

意見書案第6号

旅館業に係る諸課題について所要の措置を講ずることを求める意見書案

上記提出する。

平成30年10月9日

提出者

倉本 崇弘

稲森 稔尚

野村 保夫

田中 祐治

野口 正

大久保 孝栄

山内 道明

小林 正人

長田 隆尚

西場 信行

旅館業に係る諸課題について所要の措置を講ずることを求める意見書案

観光産業は、様々な業種が関連するものであることから、経済波及効果が極めて高く、国の成長戦略において重要な位置を占めている。また、その振興により、地域経済を活性化し、地方創生を牽引することが期待されている。

旅館業は、観光産業のなかでもとりわけ重要な役割を担っており、観光産業の振興においては、旅館業の適正な運営を確保すること、及びその活性化を図っていくことが求められている。

しかしながら、旅館業を取り巻く状況は、住宅宿泊事業法の施行に伴う問題など、様々な課題が生じていることから、観光産業の振興に資するため、早急に対応する必要がある。

よって、本県議会は、国に対し、下記の事項について所要の措置を講ずることを強く要望する。

記

- 1 住宅宿泊事業法に基づき、住宅宿泊管理業者及び住宅宿泊仲介業者に対する適正な監督を行うとともに、都道府県等における住宅宿泊事業者の監督が適正に実施されるよう必要な情報提供等を行うこと。また、違法に住宅宿泊業等を営んでいる者の取締りが確実に行われるよう、関係機関に対する情報提供など、必要な支援を行うこと。
- 2 外国人技能実習制度においては、旅館やホテルに関する各職種の研修期間は1年間しか認められていないが、これらの職種は、他の職種に比べて専門性が高く、海外の実習ニーズも高いと考えられることから、技能実習生を最長3年受け入れることが可能となる「技能実習2号移行対象職種」への追加に向けた旅館業界の取組に対して、必要な支援を行うこと。
- 3 外国人旅行者の多くが東京や大阪、京都を中心としたゴールデンルートに集中し、地方にはその恩恵が十分に行き渡っていない現状に鑑み、国際観光旅客税の税収について、地方への誘客に資する施策への積極的な活用を図ること。
- 4 旅館やホテル内において酒類や飲食を提供し、客にダンスやショーを見せる施設については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

により、いわゆる「第2号風俗営業」や「特定遊興飲食店営業」として規制を受ける対象となり得る。しかしながら、旅館やホテル内におけるこのような施設は、宿泊者を主な対象としたものであり、また、周辺地域への迷惑行為が生ずるおそれも少ないことから、当該施設について、営業の許可制や年少者の立入制限は維持するなど、法の趣旨が損なわれないことを前提としつつ、同法による規制の緩和を検討すること。

- 5 温泉などに含まれるほう素及びふっ素並びにそれらの化合物については、水質汚濁防止法等に基づき、一般排水基準が設定されるとともに、温泉を利用する旅館業など、一部の業種に対しては、よりゆるやかな暫定排水基準が設定されている。この暫定排水基準の適用期限は、現在、平成31年6月までとされているが、いまだ低廉で実用可能な処理技術が確立されていない。

このような状況において一般排水基準が適用されると、旅館やホテルの経営に大きな影響を及ぼしかねず、また、そもそも温泉に含まれるほう素及びふっ素並びにそれらの化合物は自然由来のものであることも踏まえ、暫定排水基準の適用期限を延長すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田剛志

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

環境大臣

国家公安委員会委員長

意見書案第7号

平成31年度税制改正における自動車関係諸税の見直しを求める意見書案

上記提出する。

平成30年10月10日

提出者

総務地域連携常任委員長 服部 富男

平成 31 年度税制改正における自動車関係諸税の 見直しを求める意見書案

日常生活において必要不可欠な交通手段である自動車には、取得・保有・走行の各段階において、複雑かつ過重な税負担が課せられており、一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や消費税との二重課税といった様々な課題が指摘されている。

自動車税制の簡素化や負担軽減は、自動車ユーザーの負担軽減のみならず、自動車が重要な交通手段となっている地方の経済活性化にもつながる。また、公共交通機関の廃止などの課題がある中で、誰もが自由に安全な移動を享受できるよう、乗りやすく安全性の高い自動車を購入しやすい社会を実現することが重要であり、このような観点からも、自動車税制の簡素化や負担軽減を早急に実現することが必要である。

よって、本県議会は、自動車関係諸税について、地方財政に影響を与えることのないよう、具体的な代替財源を確保することを前提として、国において、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 車体課税に関し、自動車重量税の「当分の間税率」を廃止するとともに、自動車税・軽自動車税及び平成 31 年 10 月から導入が予定されている環境性能割について、負担軽減を図るための措置を講ずること。
- 2 燃料課税に関し、「当分の間税率」を廃止するとともに、複雑な課税制度の簡素化及び消費税との二重課税の解消を図るための措置を講ずること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田 剛 志

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

経済産業大臣

意見書案第8号

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

上記提出する。

平成30年10月10日

提 出 者

教育警察常任委員長 木 津 直 樹

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、機会均等、水準確保及び無償制という義務教育の根幹を支えるためには国が必要な制度を整備するとの認識の下、教職員の確保及び適正配置のため、必要な財源を安定的に確保する意義を有するものである。

義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置及び資質の向上並びに教育環境の整備に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。

義務教育費国庫負担制度の対象外となり、一般財源で措置されている教材購入費、図書購入費及び情報関連整備費等において、措置額が基準財政需要額を下回るなどの地域間格差が生じている実態がある。このような地域間格差を解消し、義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその増額が必要である。

地方の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要である。

よって、本県議会は、国において、義務教育費国庫負担制度を、更に充実されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田剛志

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

意見書案第9号

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の
策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案

上記提出する。

平成30年10月10日

提 出 者

教育警察常任委員長 木 津 直 樹

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数 改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案

平成 29 年 4 月、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正が行われ、教職員の定数に関し、小中学校等における「障害に応じた特別の指導」や「日本語を理解し、使用する能力に応じた指導」を充実させるため、基礎定数が新設された。

しかしながら、学級編制については、平成 23 年に小学校 1 年生の学級における標準が 40 人から 35 人に引き下げられて以降、法改正は行われておらず、国際的な比較においても高い水準にある。

また、文部科学省において、学校における働き方改革のための環境整備として、教員の人的措置の充実を図ることとされているほか、教員のストレス状況に関する分析として、「勤務時間が長くなるほど量的負荷、質的負荷が高い」、「勤務時間依存的にメンタルヘルスは不良になる」といった報告もされている。

新学習指導要領への移行の時期を迎えた今、山積する教育問題の解決を図り、子どもたちの豊かな学びを保障するためには、子どもたち一人ひとりへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するとともに、教職員が心身共にゆとりを持って日々の教育活動と向き合える環境の整備を更に進めていく必要がある。

よって、本県議会は、国において、子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行われるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田 剛 志

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

意見書案第10号

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡充
を求める意見書案

上記提出する。

平成30年10月10日

提 出 者

教育警察常任委員長 木 津 直 樹

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援 に関する制度の拡充を求める意見書案

厚生労働省の平成 28 年国民生活基礎調査によると、「子どもの貧困率」は 13.9%となり、およそ子ども 7 人に 1 人の割合で貧困状態にあると言える。

平成 26 年 1 月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、また、政府は、同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、同大綱において、教育の支援について、「『学校』を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。」という基本的な方針が示された。

学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策を推進するに当たっては、教育相談などの機能を充実させる取組や、関係機関と連携した支援を行うなどの取組が必要であり、そのためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの更なる配置の拡充が求められている。

また、平成 29 年度に高等教育段階での給付型奨学金制度が創設されるとともに、生活保護法の改正に伴い、大学等に進学した者に対して、進学準備給付金を支給する制度が本年度に創設されたが、今後もこれらの制度の更なる拡充が求められるところである。加えて、高等学校等就学支援金制度についても、修業年限による支給制限の緩和など制度の拡充が求められている。

よって、本県議会は、全ての子どもの学びの機会を保障するため、国において、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく施策をより一層推進されるとともに、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田剛志

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣 (少子化対策)

財務大臣

文部科学大臣

意見書案第11号

学校における防災対策の充実を求める意見書案

上記提出する。

平成30年10月10日

提 出 者

教育警察常任委員長 木 津 直 樹

学校における防災対策の充実を求める意見書案

地震活動の長期評価を行っている政府の地震調査研究推進本部は、平成30年1月1日を算定基準日とする、今後30年以内におけるM8～M9クラスの南海トラフ巨大地震の発生確率を70%～80%としている。また、南海トラフ巨大地震が発生した場合、多くの避難者が発生することが想定されている。

学校施設は、児童生徒が学習する場であるにとどまらず、災害時における地域住民の避難所に指定されているところが数多くあるなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っている。

現在、公立学校施設における校舎等の建物の耐震化は完了している一方、屋内運動場等の天井等の落下防止対策や校内の備品等の転倒防止対策、ガラス飛散防止対策など、非構造部材の対策は引き続き推進していくことが求められる。

また、南海トラフ巨大地震等による災害を想定した学校施設の高台移転、耐火性の確保などの安全対策、避難者の生活を支える多目的トイレや自家発電設備等の設置など防災機能の強化、食料・飲料等の備蓄の増強、避難所の円滑な運営方法の確立等は、喫緊の課題である。

加えて、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震でのブロック塀の倒壊による被害を受け、避難所機能に係る部分以外においても、学校施設の老朽化等に伴う安全性の低下が懸念されるため、早期の安全点検の実施と対策の充実が必要である。

よって、本県議会は、国において、巨大地震等による災害を想定した学校における防災対策の充実に取り組まれるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田剛志

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣 (防災)

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

平成30年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その7)

区 分	件 名	概 要																
<p>◎その他議案 (1件)</p> <p>総務部</p>	<p>公害審査会委員の選任につ き同意を得るについて</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>件</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em;">}</td> <td rowspan="5">議案 1件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>その 他</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>認 報</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>公害審査会委員に次の者を選任するにあたり、公害紛争処 理法第16条第1項の規定に基づき同意を得るもの</p> <p style="text-align: right;"> 裕 之 子 美 之 彦 典 介 之 子 江 友 英 一 夏 泰 俊 隆 雄 さ と り 恵 子 晶 子 江 川 又 本 村 野 我 野 工 田 山 崎 崎 田 石 勝 川 木 佐 曾 西 平 古 増 宮 山 吉 </p>	予 算	件	}	議案 1件	条 例	件	その 他	1 件	認 報	件	提 出	件	計	1 件		
予 算	件	}	議案 1件															
条 例	件																	
その 他	1 件																	
認 報	件																	
提 出	件																	
計	1 件																	

平成30年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その8)

区 分	件 名	概 要																																		
<p>◎認定 (13件)</p>	<p>【1】 平成29年度三重県一般会計歳入歳出決算ほか12特別会計歳入歳出決算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度三重県一般会計歳入歳出決算 ・平成29年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算 ・平成29年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算 ・平成29年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算 ・平成29年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計歳入歳出決算 ・平成29年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計歳入歳出決算 ・平成29年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算 ・平成29年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算 ・平成29年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算 ・平成29年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算 ・平成29年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算 ・平成29年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算 ・平成29年度三重県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">予</td> <td style="width: 10%;">算</td> <td style="width: 10%;">-</td> <td style="width: 10%;">件</td> <td rowspan="5" style="width: 10%; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="5" style="width: 10%;">議案一件</td> </tr> <tr> <td>条</td> <td>例</td> <td>-</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>そ</td> <td>他</td> <td>-</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>認</td> <td>定</td> <td>13</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>報</td> <td>告</td> <td>3</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>提</td> <td>出</td> <td>-</td> <td>件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>16</td> <td>件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p>	予	算	-	件	}	議案一件	条	例	-	件	そ	他	-	件	認	定	13	件	報	告	3	件	提	出	-	件				計	16	件		
予	算	-	件	}	議案一件																															
条	例	-	件																																	
そ	他	-	件																																	
認	定	13	件																																	
報	告	3	件																																	
提	出	-	件																																	
	計	16	件																																	
<p>◎報告 (3件) 総務部</p>	<p>【2】 私債権の放棄について</p>	<p>三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第15条の規定に基づくもの</p>																																		

区 分	件 名	概 要																							
総務部 つづき	<p>【3】 平成29年度決算に係る健全化判断比率について</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づくもの</p>																							
	<p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p>○健全化判断比率</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>・実質赤字比率</td> <td style="text-align: right;">-</td> <td>% (</td> <td style="text-align: right;">-</td> <td>%)</td> <td style="text-align: right;">【 3.75】</td> </tr> <tr> <td>・連結実質赤字比率</td> <td style="text-align: right;">-</td> <td>% (</td> <td style="text-align: right;">-</td> <td>%)</td> <td style="text-align: right;">【 8.75】</td> </tr> <tr> <td>・実質公債費比率</td> <td style="text-align: right;">14.2%</td> <td>(</td> <td style="text-align: right;">14.3%</td> <td>)</td> <td style="text-align: right;">【 25.0】</td> </tr> <tr> <td>・将来負担比率</td> <td style="text-align: right;">189.4%</td> <td>(</td> <td style="text-align: right;">188.4%</td> <td>)</td> <td style="text-align: right;">【 400.0】</td> </tr> </table> <p>※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、対象となる会計が黒字であり、比率が算定されないため、「-」を表示している。()は昨年度の数値。 ※ 比率の右横の【 】内の数値は早期健全化基準を示す。本県においては、いずれの数値も早期健全化基準を上回っていない。</p>		・実質赤字比率	-	% (-	%)	【 3.75】	・連結実質赤字比率	-	% (-	%)	【 8.75】	・実質公債費比率	14.2%	(14.3%)	【 25.0】	・将来負担比率	189.4%	(188.4%)
・実質赤字比率	-	% (-	%)	【 3.75】																				
・連結実質赤字比率	-	% (-	%)	【 8.75】																				
・実質公債費比率	14.2%	(14.3%)	【 25.0】																				
・将来負担比率	189.4%	(188.4%)	【 400.0】																				
	<p>【4】 平成29年度決算に係る資金不足比率(特別会計分)について</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づくもの</p>																							
<p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p>○資金不足比率 平成29年度決算において、地方卸売市場事業特別会計、流域下水道事業特別会計、港湾整備事業特別会計のいずれも資金剰余(黒字)であるため、資金不足比率が算定されない。</p>																									

議員派遣一覧表

1 大規模な災害等緊急事態における県議会の対応に関する検討会に係る調査

(1) 派遣目的

三重県議会における大規模な災害等緊急事態への対応について検討を深めるため、平成 29 年度に常設の議会危機管理委員会を設置するとともに議会危機管理マニュアルを策定した山形県議会、東日本大震災の検証を踏まえて議会における業務継続計画を策定した岩手県議会及び災害対応マニュアルを策定した宮城県議会の議会としての危機管理対策について調査を行う。

(2) 派遣場所 山形県山形市、岩手県盛岡市、宮城県仙台市

(3) 派遣期間 平成30年11月15日から16日まで 2日間

(4) 派遣議員	廣 耕太郎 議員	岡野 恵美 議員
	倉本 崇弘 議員	野村 保夫 議員
	藤根 正典 議員	田中 祐治 議員
	津村 衛 議員	中嶋 年規 議員
	中村 進一 議員	中森 博文 議員

10月17日の議事予定

開 議

諸報告

- ・付託議案審査報告書並びに請願審査結果報告書の提出について
- ・意見書案の提出について
- ・議案等の配付について
- ・認定議案及び監査委員の同審査意見書の配付について
- ・地方財政健全化法に基づく監査委員の審査意見書の配付について

日程第1

議案第134号から議案第148号まで
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第2

認定第1号から認定第4号まで
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第3

請願の件
〔討論、採決〕

日程第4

意見書案第4号から意見書案第11号まで
〔討論、採決〕

日程第5

常任委員会の調査事項に関する報告の件

日程第6

議案第149号
〔提案説明、採決〕

日程第7

認定第5号から認定第17号まで
〔提案説明、委員会付託〕

日程第8

議員派遣の件

休会の件
散 会

予算決算常任委員会

委員長会議

防災県土整備企業常任委員会

議提議案として提出する条例等の一部改正における 「新旧対照表方式」の導入について

1 趣旨

執行部においては、条例、規則等の一部改正において新旧対照表方式を導入することとしており、6月28日の議会運営委員会で説明された。

議提議案として提出する条例、会議規則等の一部改正についても、県民目線に立ってより分かりやすい改正方式とするという観点から、執行部における条例案の取扱いと同様、平成30年11月定例会議会提案分から(※)、新旧対照表方式を導入したい。

※ 議会訓令等については、執行部における規則、告示等についての取扱いと同様に、平成30年12月1日付け公報掲載分から導入

2 具体的な条例案等の提案形式（執行部における条例案の取扱いと同様）

- ・ 一部改正の場合は、原則として新旧対照表方式とする。
- ・ ただし、県民に対して一部改正条例等の内容をわかりやすく伝えるという観点から、新旧対照表方式ではかえって改正内容がわかりにくくなるような場合（別表を新たに定めるとき、表の形式が新旧対照表に配置すると見づらくなる時等）には、新旧対照表方式と改め文方式を併用することとする。

【改め文方式】

議提議案第四号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案
右提出する。

平成三十年三月二十日

提出者 議会運営委員長 藤田 宜三

三重県議会委員会条例(昭和三十一年三重県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「健康福祉病院常任委員会」を「医療保健子ども福祉病院常任委員会」に改め、同号イ中「健康福祉部」を「医療保健部」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 子ども・福祉部の所管及びこれに関連すること。

附則

1 3 (略)



【新旧対照表方式】

議提議案第四号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案
右提出する。

平成三十年三月二十日

提出者 議会運営委員長 藤田 宜三

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例
三重県議会委員会条例(昭和三十一年三重県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後	改正前
		(常任委員会の所管等)	(常任委員会の所管等)
第二条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。		次の第二条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。	次の第二条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。
一	三 (略)	一 三 (略)	一 三 (略)
四	医療保健子ども福祉病院常任委員会	四 医療保健子ども福祉病院常任委員会	四 健康福祉病院常任委員会
イ	医療保健部の所管及びこれに関連すること。	イ 医療保健部の所管及びこれに関連すること。	イ 健康福祉部の所管及びこれに関連すること。
ロ	子ども・福祉部の所管及びこれに関連すること。	ロ 子ども・福祉部の所管及びこれに関連すること。	
二	三 (略)	二 三 (略)	二 三 (略)
五	七 (略)	五 七 (略)	五 七 (略)
2	3 (略)	2 3 (略)	2 3 (略)

附則

1 3 (略)